

## 【各種加算】

障害者の地域区分（名古屋市）1単位当たり＝10.90円

サービス名	内 容	区分	単位数 (単位)	自己負担額 1割(円)	該当 非該当
初回加算	新規または、入院などにより2か月以上利用がなかったご利用者に対して、初回利用した同月内に、サービス提供責任者が訪問した場合に算定できる加算です。	1月に つき	200	218	該當時のみ
緊急時対応 加算	計画にない緊急のサービスを提供した場合に算定できる加算です。	1回に つき	100	109	該當時のみ
早朝・夜間・ 深夜加算	早朝（6時～8時）	1回に つき	ご利用した所定単位数に 25%が加算されます。		該當時のみ
	夜間（18時～22時）		ご利用した所定単位数に 50%が加算されます。		
	深夜（22時～6時）				
福祉・介護職 員処遇改善 加算（Ⅰ）	職員の賃金の改善に関する計画を立て、職場環境の改善などに取り組んでいる事業所が算定できる加算です。	1月に つき	〈居宅介護〉 ご利用したサービス総単位数に 27.4%が加算されます。		該当
			〈重度訪問介護〉 ご利用した介護サービス総単位数に 20.0%が加算されます。		
福祉・介護職 員等特定処 遇改善加算 （Ⅱ）	職員への賃金改善の計画を行い周知している場合に算定できる加算です。	1月に つき	ご利用したサービス総単位数に 5.5%が加算されます。		該当
福祉・介護職 員等ベース アップ等支 援加算	介護職員等の処遇を改善することを目的に2022年の臨時介護報酬改定で創設された制度のことであります。	1月に つき	ご利用したサービス総単位数に 4.5%が加算されます。		該当
痰吸引等支 援体制加算	訪問系事業所において、喀痰吸引が必要な利用者に対して喀痰吸引を実施した場合に算定できる加算です。	1人 1日	100	109	吸引対応者 のみ該当

移動介護 加算 R6.12～	外出の支援を行った場合に 通常の介護報酬に移動介護 分の報酬が上乗せされる加 算です。 移動介護の実施時間数に応 じて単位数が変わります。	1回 につき	1時間未満 100	109	該当時のみ
			1時間半未満 125	137	
			2時間未満 150	164	
			2時間半未満 175	191	
			3時間未満 200	218	
			3時間以上 250	273	

※介護報酬の改正や事業所の体制により変更する場合があります。

その際には都度連絡させていただきます。

上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者のサービス等利用計画書に定められた目安の時間を基準とします。

やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。